

京都市告示第 297 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年10月23日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市中京区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市中京区役所福祉部支援保護課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市中京区役所福祉部	第1号
京都市中京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育委員会生涯学習部	第1号
京都市立中京もえぎ幼稚園	第1号
中京区内の公立保育所（代表）	第1号
堀川警察署	第1号
五条警察署	第1号
京都市じゅらく児童館	第2号
京都市中京青少年活動センター	第2号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
社会福祉法人京都市中京区社会福祉協議会	第2号
社団法人中京東部医師会	第2号
社団法人中京西部医師会	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会（中京地区代表）	第2号
京都市小学校校長会中京支部	第3号
京都市中学校校長会中京支部	第3号
中京保育園長会	第3号
中京区民生児童委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(京都市中京区役所福祉部支援保護課)